

令和7年度 大田市地域力向上プログラム事業交付金 募 集 要 領

大田市地域力向上プログラム事業交付金は、市内のまちづくり団体(※)が令和7年度中に行う事業に対し、交付金を交付することにより地域課題解決に向けた取り組みを支援し、持続可能なまちづくり（小さな拠点づくり）に寄与することを目的とします。

※まちづくり団体…大田市内に事務所又は活動拠点を有し、地域活性化を目的に活動する地域住民グループ、ボランティア団体、NPO法人をいう。

申請要件

○対象事業

1 まちづくり団体が行う地区まちづくり推進事業（ソフト事業及びハード事業）。

2 対象となる事業は次のとおりです。

- (1) 買い物支援や高齢者への配食・見守りサービス、助け合い制度など、生活機能の確保につながる事業
- (2) 自治会輸送など生活交通の確保につながる事業
- (3) 地域資源を生かした特産品づくりや販路開拓など、地域産業の振興につながる事業
- (4) U I ターン者等の定住促進につながる事業

3 対象とならない事業は次のとおりです。

- (1) 政治、宗教及び営利を目的とする事業
- (2) 大田市からの他の補助金等の交付を受けている事業
- (3) 他の団体を補助する事業
- (4) 事業の主たる部分を実質的に行わず外部委託する事業
- (5) 施設の改修、土地や建物の購入及び借上げを主たる目的とした事業

○対象経費

1 交付金の対象となる経費は、次のとおりです。

(ソフト事業)

対象事業を実施するために必要な経費。ただし、ソフト事業費のうち本交付金の総額が5万円以上の事業に限ります。

(ハード事業)

ソフト事業の効果をより高めるために必要な経費。

なお、5万円以上(自主財源は算入しない)のソフト事業(※)を伴わないハード部門(備品購入や施設整備費)だけの事業は対象外です。

※ここでのいうソフト事業は本事業の交付金のほか、市以外の団体からの助成金や補助金等の交付を受け実施するものに限りします。

- ①謝金（申請団体の構成員に対する謝金は対象外）
- ②旅費
- ③材料費及び消耗品費
- ④食糧費（事業実施のために真に認められる必要最小限の費用のみ対象）
- ⑤印刷製本費
- ⑥委託料（助成対象事業費の1／2を上限とする）
- ⑦使用料及び借り上げ料
- ⑧通信運搬費
- ⑨備品購入費（汎用性のあるものを除く。補助対象経費の1／2以下の額）
- ⑩その他事業実施に必要と認められる経費

※補足資料の熟読をお願いします。

2 対象とならない経費

- ①申請団体の運営経費（役職員の給料・報酬・退職積立金・退職金・家賃・光熱水費等）
- ②施設の維持管理費
- ③団体等の従前からの経常的活動経費

○交付金の額

交付限度額は30万円（1事業あたり）。

補助率は、事業に要する経費の9／10以内とします。

なお、交付額は予算の範囲内で調整します。

○交付金の対象期間

同一団体が実施する同一目的の事業期間は3年以内とする。複数年度にわたる事業は、事業開始年度に全体計画の概要を示し、助成金の交付申請は年度ごとに行うこととする。

ただし、ハード事業については2年度目以降の交付は行いません。

○交付団体及び交付金の決定

交付団体は、大田市地域力向上プログラム事業交付金審査委員会（以下「審査会」という。）の審査に基づき市長が決定し、交付金交付決定通知書（様式第2号）により通知します。また、不採択の場合も別途通知します。

なお、審査結果は市の公式サイトにより公表します。

申請

交付金の交付を受けようとする団体は、大田市地域力向上プログラム事業交付金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて所定の期間内に提出してください。

- (1) 事業実施計画書
- (2) 事業スケジュール
- (3) 収支予算書
- (4) 審査会参加連絡票
- (5) 備品購入の場合は、備品管理規程、見積書、カタログ等
- (6) 施設整備費の場合は、設計図、見積書、現況写真等
- (7) 上記(5)及び(6)の際は、保管や整備する施設所有者の同意書
- (8) 事業が複数年度にわたる場合は、事業開始年度に事業継続実施計画書
- (9) その他参考となる資料

(団体概要書：規約、会則、構成員名簿、前年度決算書等)

※審査に必要な場合、別に資料の提出をお願いすることがあります。

※パソコン入力可能な様式は本市ホームページよりダウンロードできます。内容は簡潔に箇条書きとし、形式を変えず入力してください。

※電子データによる提出を可とします(拡張子：ワード、エクセルとする)。提出書類には、事業内容、実施方法だけでなく、事業実施により得られる効果、予算の裏付け等について十分な説明を記載してください。

※申請書類は事業採択の参考とします。

○申請受付期間

令和7年5月8日(木)～5月30日(金) 17:00まで

(まちづくり定住課必着)

○申請書提出先

大田市役所まちづくり定住課(受付時間 8:30～17:00)

※申請にあたっては、5月23日(金)までに、事前相談をしてください。

不明な点等ありましたら、お気軽に市役所まちづくり定住課までお問い合わせください。

○令和7年度事業説明会及び令和6年度事業報告会

◆日 時 令和7年5月7日(水) 午後7時から午後8時30分

◆場 所 市役所4階大講堂

地域力向上プログラムの申請にあたっての制度説明会を開催します。

なお、当日は昨年度に採択した事業の報告会も行います。

審査方法

○ 1 次審査

応募多数の場合は 1 次審査として書類審査を行います。

○ 2 次審査

提出書類と審査会により審査します。(公開プレゼンテーション)

○審査基準

次に掲げる基準をもとに総合的に判断します。

- (1) 交付対象の事業であるか
(地域課題解決に向けた取り組みか、地域力の向上につながるか、等)
- (2) 公益性の検討
(社会的公益性の高い事業か、多くの地域住民に波及するか、等)
- (3) 継続性・発展性
(事業に継続性・発展性があるか、等)
- (4) 地域住民の参加
(多くの地域住民をまきこんでいく仕掛けがあるか、等)
- (5) 予算書の検討
(合理的な予算であるか、実行可能な予算であるか、等)
- (6) 団体の活動状況・組織体制等を勘案する
- (7) 過去の「地区まちづくり推進事業」における交付状況
(これまでの交付回数、その交付回数にふさわしい事業か、交付金の交付を継続する必要性があるか、等)
- (8) ハード事業の内容
(ソフト事業の効果をより高めるためのハード事業か、等)
- (9) 助成金の対象期間
(同一団体が実施する同一目的の事業期間は 3 年以内とする、等)

○審査会

◆日 時 令和 7 年 6 月 2 2 日 (日) 予定

◆場 所 大田市役所

※申請団体は審査会に、1 名以上参加してください。

1 事業説明について

- (1) 1 提案者当たり事業説明の持ち時間を 1 0 分間とします。(持ち時間厳守)
- (2) 1 提案者が事業説明を行った後、引き続き審査委員による質疑応答を 1 0 分間程度行います。
- (3) 事業説明時の手法については、特に制約を設けません。

資料の口頭説明、ビデオ等の映像上映等、パソコンの使用など、持ち時間内で効果的にアピールできる方法を工夫してください。

なお、当日の追加資料は認めません。

- (4) 会場準備の都合がありますので、事業説明時の具体的方法については、「審査会参加連絡票」に記載するとともに、市まちづくり定住課と十分連絡・調整をお願いします。

2 力点をおいて説明いただく内容

- (1) 持ち時間 10 分間という短時間で事業計画内容をアピールするため、次に掲げる事項について力点をおいて説明してください。

- ・「地域課題」の内容と、その課題解決に向けた取り組みとして、なぜその事業を実施するのか、事業実施の背景や基本的な考え方について
- ・事業を実施することが、どのように地域力の向上につながるかについて
- ・具体的に取り組む内容について
- ・多くの地域住民を巻き込んでいく仕掛けについて
- ・その他、提案内容の中で特にアピールしたい点について

※不明な点があればご相談ください。

結果通知

令和 7 年 7 月初旬発送予定

事業実施の際の注意事項

- (1) 事業実施については、「大田市地域力向上プログラム事業」であることを、事業実施の際に案内していただくとともに、チラシやポスター、広報誌等印刷物にもその旨記載してください。
- (2) 作成した印刷物は、報告書に添付してください。
- (3) 事業を実施しなかった場合、又は事業の内容や支出項目が申請の内容と著しく異なった場合には、速やかにご連絡ください。
- (4) 事業実施については、新型コロナウイルス感染症予防対策に留意して行ってください。

実績報告書

- (1) 事業が完了したときは、大田市地域力向上プログラム事業交付金実績報告書（様式第6号）を提出してください。
- (2) 実績報告書の提出期限は、交付決定にかかる会計年度の末日又は事業完了の日から1か月を経過した日のいずれか早い日までとします。
- (3) 実績報告書の提出のほか、「事業報告会」（予定）で発表していただきます。

実績報告書に添付する資料

- (1) 活動報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 領収書等
- (4) 交付金決定通知書の写し
- (5) その他、写真等

【お問い合わせ先】

大田市政策企画部まちづくり定住課

住 所：〒694-0064 大田市大田町大田口 1111

電 話：0854-83-8030

メールアドレス：o-matidukuri@city.oda.lg.jp